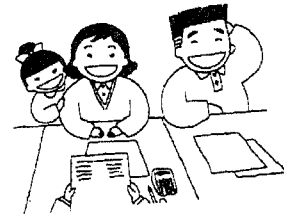


平成7年度 所得税・住民税 申告相談日程表

時間：午前9時30分～午後4時

地区	申告会場	期日	申告対象地区
盛里	盛里地域コミュニティセンター	2月16日(木)	盛里地区全域
宝	宝地域コミュニティセンター	2月17日(金)	金井・中津森・下大幡
	上大幡公民館	2月20日(月)	上大幡・高畑
所得税	都留市役所会議室	2月21日(火)	税務署出張相談 市内全域
宝	厚原自治会館	2月22日(水)	平栗・厚原・加畑
禾生	田野倉公民館	2月23日(木)	田野倉全域
	小形山集会場	2月24日(金)	小形山・大原
	四日市場公民館	2月27日(月)	四日市場・月見ヶ丘
	禾生地域コミュニティセンター	2月28日(火)	古川渡・井倉・川茂
東桂	鹿留公民館	3月1日(水)	鹿留全域
	十日市場自治会館	3月2日(木)	十日市場・蒼竜峡団地
	境公民館	3月2日(木)	境全域
	東桂地域コミュニティセンター	3月3日(金)	桂町・下夏狩・上夏狩
三吉	宮原自治会館	3月6日(月)	三吉地区全域
開地	大津公民館	3月7日(火)	開地地区全域
田原	都留市役所会議室	3月8日(水)	田原1～4丁目・川棚
上谷	〃	3月9日(木)	上谷1～6丁目・上谷
中央・つる	〃	3月10日(金)	中央1～4丁目・つる1～2丁目
つる・下谷	〃	3月13日(月)	つる3～5丁目・下谷1～4丁目・下谷・羽根子
全地区	〃	3月14日(火)	市内全域 指定日に申告を
		3月15日(水)	されていない人



市民税・県民税の申告は

2月16日～3月15日

申告は、忘れず・お早めに!!

市県民税の申告期間は二月十六日から三月十五日までです。申告は、所得証明書および納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。
 なお、各地区により、申告していただく日程が違いますので、別表をご覧ください。申告相談されますようお願いいたします。

申告をしていただく人

平成六年中に所得があつて、平成七年一月一日現在、市内に住所のある方、または市内に居住している人で、次に該当する人。
 ● あなたの扶養にもなっていない方
 ● 世帯であなたも申告されていない方
 ● 世帯であなたも申告されていない方については必ず申告してください

① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のある人
 ② 給与のほかに所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
 ③ 給与と所得のみで次に該当する人

イ 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない人
 ロ 雑損控除・医療費控除を受けられる人
 ④ 平成六年中に退職した人
 ⑤ その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のある人
 ② 給与のほかに所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
 ③ 給与と所得のみで次に該当する人

イ 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない人
 ロ 雑損控除・医療費控除を受けられる人
 ④ 平成六年中に退職した人
 ⑤ その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のある人
 ② 給与のほかに所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
 ③ 給与と所得のみで次に該当する人

イ 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない人
 ロ 雑損控除・医療費控除を受けられる人
 ④ 平成六年中に退職した人
 ⑤ その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

申告のときに

お持ちいただくもの

1. 印鑑・ハガキ(相談日を通知したハガキ)
 ハガキが届かなくても申告義務があると思われる人は、申告相談日程表をご覧ください。
2. 平成六年中の所得がわかるもの

- ① 給与所得者は給与支払報告書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)
- ② 営業所得者・不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は耕作した作付面積のわかるもの
- ③ 生命保険料・個人年金保険料の支払証明書
- ④ 医療費の領収書、保険などで補填された額がわかるもの
- ⑤ 学生は、学生証明書が在学証明書
 不明な点については、ご遠慮なくご連絡ください。

税務課市民税係
 問合せ先

譲渡所得の申告は?

譲渡所得の金額の計算は、譲渡価額から取得費および譲渡費用を控除して計算しますが、次の点にご注意ください。
 ◇ 譲渡価額は、契約書に記載されている金額のほかに、次のようなものを含めて計算することになっています。
 ① 実測により追加で受領した実測精算金
 ② 買主が売主のために負担した税金
 ③ 買主から立退料等の名目で支払

われた金額で、譲渡代金の追加と認められるもの
 ◇ 取得費、譲渡費用には、次のようなものは含まれません。
 ① 建物や構築物に係る減価償却費相当額
 ② 相続または贈与により取得した場合の相続登記または贈与登記に要した費用
 ③ 修繕費、固定資産税その他資産の維持または管理のために要した費用